

貯金事業のしくみ

新しく組合員になられた方、まだ加入されていない組合員の方、この春から組合員貯金を始めてみませんか。

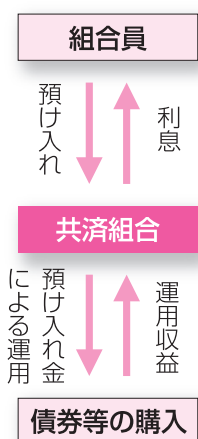
安心してご利用いただけるよう組合員貯金事業のしくみについてお知らせします。

貯金事業の目的

組合員の生活の安定と福祉の増進を目的として、組合員の貯金の受け入れおよびその運用を行う事業です。

1 貯金事業のしくみ

組合員貯金は、お預かりしたお金を安全かつ効率的に運用することで収益金を得て貯金加入者の皆さまに利息として還元しています。



2 貯金の種類

貯金の種類は積立貯金で、積み立ての方法は次のとおりです。
 ■ 定例積立（毎月の積立と期末・勤勉手当の積立の合計が5000円以上で10000円単位）

- ・ 毎月の積立：毎月の給料から定額を控除し積み立てる。
- ・ 期末・勤勉手当の積立：6月・12月の期末・勤勉手当から控除し積み立てる。

※ 定例積立は次の方法により選択することができます。

- ① 毎月の積立および期末・勤勉手当の積立の両方で積み立てる。
- ② 毎月の積立は積み立てるが、期末・勤勉手当の積立は行わない。
- ③ 期末・勤勉手当の積立は積み立てるが、毎月の積立は行わない。

※ 期末・勤勉手当の積立は、貯金者が指定した6月または12月の両方またはいずれかの月において積み立てることができます。

■ 臨時積立
 随時に任意の額の預入ができる。

3 貯金のできる人

本組合の組合員（任意継続組合員は除く）および公益法人等への派遣制度に伴う在職派遣された職員です。

ただし、退職派遣者は、派遣前からの加入している場合、継続して利用できますが新規の加入はできません。
 本組合の資格を喪失した場合は、解約していただくことになります。

4 貯金の申し込み

新たにこの貯金制度を利用しようとする場合は、「組合員貯金申込書」および「組合員貯金印鑑届」を本組合へ提出してください。

5 貯金の払い戻しおよび解約払い戻し

貯金の一部払い戻しを希望する場合は、「組合員貯金一部払戻請求書」、解約を希望する場合は、「組合員貯金解約払戻請求書」により手続きすれば、「給付金等振込口座指定届」で登録した預金口座に直接送金します。
 払戻日および各請求書の締切日は下表のとおりです。

	払戻日 (休日の場合は前日)	締切日 (休日の場合は翌日)
一部払い戻し	毎月10日 毎月25日	払戻月の前月25日 払戻月の15日
解約払い戻し	毎月25日	解約月の15日

※ 締切日は共済組合への必着日であり、所属所での締切日は、共済組合への送付等の関係上異なる場合がありますのでご注意ください。

この場合、各請求書に押印する印鑑は、必ず届出印を押印してください（貯金の申し込み時に提出いただいた「組合員貯金印鑑届」による届出印、または、その後「組合員貯金諸変更届」により届出印を変更している場合は、変更後の届出印）。

6 定例積立額の変更等

毎月および期末・勤勉手当の定例積立における積立額の中断や額の変更を行う場合は、変更をしようとする月の前27日までに所属所を経由して本組合へ報告してください。
 ただし、毎月分については、変更は毎月可能ですが、期末・勤勉手当につきましては、変更を希望する期末・勤勉手当のみ変更が可能です。

7 貯金者の諸変更

姓名が変わったり、届出印を変更しようとする場合は、「組合員貯金諸変更届」を提出してください。

8 利息と貯金残高の通知

利息の計算は、毎年3月および9月末日に行い、同日元金に組み入れます。
 また、残高については、毎年3、9月の各末日現在の貯金額の明細を「貯金現在残高通知書（決算）」により所属所を経て貯金加入者に通知します。

9 組合員貯金の利率

年利1.8%（平成19年4月1日現在）です。
 ただし、一般の金利情勢を勘案して適宜利率変更されます。

10 その他

一定の要件に該当する方（例：母子家庭の母、身体障害者等）は、「障害者等に対するマル優制度」（他の金融機関と合わせて元金350万円まで非課税）を利用することができます。